

福岡市犬の譲渡適性獲得促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、動物関係団体(以下「団体」という。)が行う犬の譲渡適性獲得促進事業(以下「事業」という。)に対して、補助金を交付することにより、本市に収容される犬の殺処分頭数を削減するとともに、犬の飼い主及び管理者(以下「飼い主等」という。)の適正飼育に関する意識の向上を促すことで、動物愛護の推進を図ることを目的とする。

(通則)

第2条 補助金の交付については、福岡市補助金交付規則(以下「規則」という。)の規程によるほか、この要綱の定めるところによる。

(対象事業)

第3条 対象となる事業は、団体が対象となる犬に適切なしつけを施すとともに、新しい飼い主等への譲渡を完了させるものとする。

(対象犬)

第4条 事業の対象となる犬は、福岡市動物管理センターに収容された犬のうち、「犬の譲渡実施要領(平成20年4月1日 動管第000683号)」(以下、「譲渡実施要領」という。)第3条に規程する譲渡候補犬判定で不合格となった犬とする。

(交付対象者)

第5条 この要領に基づき、補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。なお、補助対象者は公募により募集する。

(1) 犬の譲渡活動を行っている団体で、かつ、本市又は他の公共機関が収容する犬の譲渡実績がある者。ただし、対象となる犬に適切なしつけを施す能力については市長が判断する。

(2) 本市の市税を滞納していないこと。

(補助対象経費)

第6条 補助事業の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業の実施に要する経費のうち、別表1に定めるところによる。

(補助金の額)

第7条 市が団体に対して交付する補助金の額は、対象となる犬1頭あたり10,000円を上限とし、予算に定める範囲内で補助金を交付する。

(補助金の交付申請)

第8条 団体の代表(以下「代表」という。)は、規則第4条に基づき補助金交付申請書(規則様式第1号)に収支計画及び年間計画のほか、団体の規約及び団体構成員名簿を添付し市長に申請しなければならない。

(実績報告)

第9条 代表は、事業が完了したときは、規則第14条に基づき事業の成果を記載した事業実績報告書(規則様式第4号)に収支決算書、事業実施状況を添付し、すみや

かに市長に報告しなければならない。

(暴力団の排除)

第10条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助金の交付の申請をした者（第4項において「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

(1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員

(2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの

(3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助事業者に対し当該申請者又は当該補助事業者（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(雑則)

第11条 この要綱に定めのない事項については、市長がその都度判断する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成22年10月1日から施行する。

この要綱は平成23年3月15日から施行する。

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

(期間)

この要綱は平成29年3月31日をもって廃止する。

なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

別表1

| 区 分 | 内 容 |
|---------------|-----------------|
| 犬の譲渡適性獲得促進事業費 | 対象犬のしつけと譲渡に係る経費 |